

埼玉県バス利用促進地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県バス利用促進地域協議会（以下「協議会」という。）は、路線バスの利便性及び安全性の向上の促進等を図るとともに、利用環境改善の促進を図ることを目的として設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通改善事業計画」とは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）第75条第2項及び第93条第2項の生活交通改善事業計画をいう。
- 二 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、交付要綱第2条第1項第4号のバリアフリー化設備等整備事業をいう。
- 三 「利用環境改善促進等事業」とは、交付要綱第2条第1項第5号の利用環境改善促進等事業をいう。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る生活交通改善事業計画の策定について協議するものとする。

- 一 バリアフリー化設備等整備事業のうち、ノンステップバス等導入事業、バスターミナルの昇降機及び誘導用ブロック等の整備
- 二 利用環境改善促進等事業のうち、連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム（PTPS）車載器整備事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、埼玉県企画財政部交通政策課長を、副会長は、国土交通省関東運輸局 埼玉運輸支局首席運輸企画専門官をもってあてる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代表する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会は、構成員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 協議会の議長は、会長が行う。
- 4 会長は、協議事項の内容により、別表に掲げる委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、同表に掲げる委員の一部の出席を求めて協議会を開催することができる。
- 5 会長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 6 会長は、協議会を招集する必要がないと認めるときは、書面により行うことができる。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置き、その事務は埼玉県 企画財政部交通政策課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月17日から施行する。

別表

埼玉県企画財政部交通政策課長
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官
埼玉県警察本部交通部交通総務課長
埼玉県警察本部交通部交通規制課長
埼玉県県土整備部県土整備政策課政策幹
埼玉県県土整備部道路環境課長
協議事項に関する市町村交通政策担当課長
一般社団法人埼玉県バス協会専務理事
協議事項に関する一般乗合旅客自動車運送事業者等の責任者